

宇治市開発事業にかかる協力寄附金の取扱要綱

第1章 協力寄附金の積算基準

(協力寄附金の範囲)

第1条 宇治市開発事業ガイドライン 要綱編（以下「要綱」という。）第42条に規定する提供を求めることができる協力寄附金の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 公共・公益協力寄附金

6区画以上の宅地開発事業及び6戸以上の特定用途建築行為（集合住宅）並びに事業区域面積1,000㎡以上の特定用途建築行為（集合住宅以外）の場合

(2) 公園整備協力寄附金

事業区域面積1,000㎡以上3,000㎡未満の宅地開発事業及び特定用途建築行為（集合住宅）の場合

(3) 消防施設整備協力寄附金

6区画以上の宅地開発事業及び6戸以上の特定用途建築行為（集合住宅）並びに中高層建築行為の場合

(4) 水道事業整備協力寄附金

6区画以上の宅地開発事業及び6戸以上の特定用途建築行為（集合住宅）並びに延べ床面積が1,000㎡以上の特定用途建築行為（集合住宅以外）の場合

第1条 (1)(3)(4)	$(A-5 \text{ 区画〔戸〕}) \times 1 \text{ 区画(戸)あたりの金額}$ = 公共・公益、水道事業整備、消防施設整備協力寄附金
第1条 (1)(4)	$(B-1,000 \text{ ㎡}) \times 1 \text{ ㎡あたりの金額}$ = 公共・公益、水道事業整備協力寄附金
第1条 (2)	$(B-1,000 \text{ ㎡}) \times 3\% \times \text{路線価}$ = 公園整備協力寄附金

A：事業区域内全区画（戸）数

B：事業区域面積（水道事業整備協力寄附金の場合は延床面積）

(公共・公益協力寄附金)

第2条 公共・公益協力寄附金は、次の各号に掲げるものとする。

- | | | |
|----------------------|--------|----------|
| (1) 宅地開発事業 | 1区画あたり | 400,000円 |
| (2) 特定用途建築行為（集合住宅） | | |
| ア 世帯者向け | 1戸あたり | 400,000円 |
| イ 単身者向け | 1戸あたり | 140,000円 |
| (3) 特定用途建築行為（集合住宅以外） | 1㎡あたり | 400円 |

(公園整備協力寄附金)

第3条 公園整備協力寄附金は、要綱第7条第2項に規定する公園、緑地及び広場の設置を協力寄附金に換える場合に準用する。

$$\begin{aligned} & (\text{事業区域面積} - 1,000 \text{ m}^2) \times 3\% \times \text{路線価} \\ & \qquad \qquad \qquad = \text{公園整備協力寄附金} \end{aligned}$$

(消防施設整備協力寄附金)

第4条 消防施設整備協力寄附金は、次の各号に掲げるものとする。

- | | | |
|--|--------|----------|
| (1) 宅地開発事業 | 1区画当たり | 14,000円 |
| (2) 中高層建築行為(4階以上の床面積を3,000㎡で除して得た数を棟数とし、端数は切り捨て) | 1棟当たり | 689,000円 |
| (3) 特定用途建築行為(集合住宅) | 1戸当たり | 14,000円 |

(水道事業整備協力寄附金)

第5条 水道事業整備協力寄附金は、次の各号に掲げるものとする。

- | | | |
|----------------------|--------|----------|
| (1) 宅地開発事業 | 1区画当たり | 125,000円 |
| (2) 特定用途建築行為(集合住宅) | | |
| ア 世帯者向け | 1戸当たり | 125,000円 |
| イ 単身者向け | 1戸当たり | 40,000円 |
| (3) 特定用途建築行為(集合住宅以外) | 1㎡当たり | 1,000円 |

(端数処理)

第6条 第1章で求めた協力寄附金については、1,000円未満は切り捨てるものとする。

第2章 協力寄附金減額基準

(特定事業者)

第7条 次の各号に掲げる特定事業者は、協力寄附金は求めない。

- (1) 公共法人
- (2) 公益法人(公益社団法人・公益財団法人)
- (3) 学校法人
- (4) 宗教法人
- (5) 医療法人
- (6) 社会福祉法人

(協力寄附金の相殺)

第8条 次の各号に該当する場合は、各協力寄附金の相殺をすることができる。なお、求める各協力寄附金を超えて相殺することはできない。

(1) 各協力寄附金の相殺については、次のとおりとする。

ア 事業区域外において、新設道路・道路改修・道路拡幅及び新設側溝・側溝改修に伴う用地取得費並びに工事費相当分(公共・公益協力寄附金)

イ 防火水槽及び消火栓について、築造、設置した場合(消防施設整備協力寄附金)

ウ 市長が特に認める場合(水道事業整備協力寄附金)

(2) 事業区域内の既存建築物については、次のとおりとする。

ア 事業区域内に既存の専用住宅又は集合住宅がある場合は、その戸数分

イ 既存単身者向け集合住宅については、3戸をもって新設世帯者向け集合住宅1戸とみなす。

ウ 一旦、開発行為が終了している特定用途建築行為(集合住宅以外)の場合は、その面積分

エ 既存特定用途建築行為(集合住宅以外)がある場合は、その面積分

第3章 協力寄附金の使途

(公共施設等整備基金)

第9条 受け入れた協力寄附金については、公共施設等整備基金に積み立てるものとする。

(公共施設整備事業)

第10条 基金に積み立てた協力寄附金については、受け入れた翌年度以降、安全・安心で良好なまちづくりを目的とする公共施設整備に充てるものとする。

(上水道施設整備事業)

第11条 受け入れた水道事業整備協力寄附金については、上水道施設整備事業に充てるものとする。

第4章 雑則

(補 足)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この宇治市開発事業にかかる協力寄附金の取扱要綱は、平成30年4月1日から施行する。